

訪問看護ふれあいステーション

～介護保険利用料金一覧表～

令和7年4月更新

訪問看護費

(1回につき)

<訪問項目>	<保険単位>	
	介護	予防
訪問看護Ⅰ 1 (20分未満)	314単位	303単位
訪問看護Ⅰ 2 (30分未満)	471単位	451単位
訪問看護Ⅰ 3 (60分未満)	823単位	794単位
訪問看護Ⅰ 4 (60分以上90分未満)	1128単位	1090単位
訪問看護Ⅰ 5 (リハビリ) (20分)	294単位*1	284単位*1*2

Ⅰ5：1日に2回を超えて実施する場合は所定単位の90%（介護）50%（予防）

*1：前年度のリハビリ回数が看護の回数を上回る場合8単位の減算

*2：12月を超えて訪問を行う場合は更に15単位の減算

定期巡回・随時対応訪問介護看護 連携	2961単位
--------------------	--------

サービス提供体制強化加算Ⅰ 注1	6単位	6単位
------------------	-----	-----

注1：当事業所は算定要件（研修等を実施しており、かつ7年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されている）を満たしております。

その他の加算・減算 該当する場合は、以下の単位が訪問看護費に加算されます。

緊急時訪問看護加算（Ⅰ） 注2	緊急時訪問訪問看護の契約をした場合	600単位/月
特別管理加算注2（Ⅰ）（例：パルーンカテテル） （Ⅱ）（例：在宅酸素）	特別な管理を必要とする状態である場合 1回/月	500単位/月
		250単位/月
初回加算（Ⅰ）（退院日当日に訪問） （Ⅱ）（退院日の翌日以降の訪問）	初回訪問した月に1回、または入院等で2ヶ月以上サービスを受けていない状態から再開した月に1回	350単位/月
		300単位/月
退院時共同指導加算 注3	1回（特別な管理を必要とする場合は2回まで）	600単位
長時間訪問看護加算	1時間半以上の訪問看護を行った場合	300単位
ターミナルケア加算	ターミナルケアをおこなった場合	2500単位
看護・介護連携強化加算	たんの吸引等に関わり、介護職員と連携した時	250単位/月
複数名訪問加算Ⅰ（30分未満） Ⅰ（60分未満）	家族の同意を得て看護師2名で訪問を行った場合	254単位/回
		402単位/回
複数名訪問加算Ⅱ（30分未満） Ⅱ（60分未満）	家族同意を得て看護と看護補助者が訪問を行った場合	201単位/回
		317単位/回

注2：区分支給限度基準額外の算定対象になります。

注3：退院時共同指導加算を算定した場合、初回加算は算定いたしません。

同一建物減算	1月当たりの利用者が20名以上居住する建物の場合：△10%/回
--------	---------------------------------

*計算式（料金）

上記利用単位 × 10.21 = ○○円

○○円 × 0.1～0.3（負担割合による） = ○○円（利用者負担額）

利用者負担額は、厚生労働省に定められた計算法に基づき、利用回数により端数が変わることがあります

*自費においては介護保険利用料10割となり、100円単位での四捨五入となります